

長崎市原爆死没者慰霊等事業費補助金交付要綱

平成4年4月20日

告示第147号

改正 平成21年9月10日告示第549号

平成31年3月22日告示第139号

(趣旨)

第1条 この要綱は、原爆死没者を慰霊し、永遠の平和を祈念するため、予算の定めるところにより、国の「原爆死没者慰霊等事業実施要綱」に基づき原爆死没者慰霊式典等を実施する者に対し、長崎市原爆死没者慰霊等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において、補助の対象となる原爆死没者慰霊等事業（以下「補助対象事業」という。）は、原爆死没者に対する慰霊等を目的として、実施される事業のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 慰霊式典
- (2) 慰霊碑の建設
- (3) 死没者を悼む出版物の刊行
- (4) 死没者を悼む遺品展、絵画展等各種イベント

2 補助対象事業は、前項に定める事業のうち、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 原爆死没者のみを対象とした慰霊等の事業であること
- (2) 事業の目的及び内容が適正なものであること
- (3) 中立公正な運営及び管理がなされるものであること

(補助事業者)

第3条 この要綱による補助対象事業を実施するもの（以下「補助事業者」という。）は、自治会、事業所、学校などの地域・職域団体とする。

2 補助事業者は、次に定める要件を具備していなければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地が市内にあり、代表者が明らかなこと
- (2) 経理が明確であるとともに、それらを証する書類が備え付けてあること

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、補助対象事業に要する経費の4分の3を超えない範囲で市長が定める額とする。ただし、その額は、別表に定める補助限度額の範囲内とする。

(申請書に添付すべき書類の様式)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書 第1号様式
- (2) 収支予算書 第2号様式
- (3) 前年度決算書 第3号様式

(実績報告書に添付すべき書類)

第6条 規則第12条第1号の規定による補助事業等実績報告書に添付すべき収支決算書は、第4号様式によるものとする。

2 規則第12条第2号の規定による補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、事業実施内訳書(第5号様式)とする。

(適用除外)

第7条 この要綱に基づく補助は、本市の他の補助金等の交付を受けた事業については適用しない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成4年4月20日長崎市告示第147号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年9月10日長崎市告示第549号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日長崎市告示第139号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

| 補助対象事業 | 補助限度額 |
|--------------|------------------|
| 慰霊式典 | 1件につき 500,000円 |
| 慰霊碑の建設 | 1件につき 1,000,000円 |
| 死没者を悼む出版物の刊行 | 1件につき 1,000,000円 |

| | | |
|----------------------|-------|----------|
| 死没者を悼む遺品展、絵画展等各種イベント | 1件につき | 500,000円 |
|----------------------|-------|----------|